

山口東京理科大学  
調査特別委員会記録

令和2年2月26日

【開催日】 令和2年2月26日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時9分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	藤岡修美
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中村博行	委員	松尾数則
委員	森山喜久	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	大学推進室長	大谷剛士
大学推進室室長補佐	山本玄		

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第43号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について

---

午前10時 開会

---

高松秀樹委員長 それでは、皆さんおはようございます。ただいまより、山口東京理科大学調査特別委員会を始めます。本日は、報道の撮影と傍聴の申出がありました。ちょっと今日の日程を事前にお伝えしますが、まず、

本日は、特別委員会の議案第43号を先に審査いたしまして、そこで暫時休憩をいたします。分科会のほうは市長に出席要求をしておりますので、市長が出席された後、分科会を開会という形にしたいと思います。御了承ください。それでは議案第43号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について、執行部、説明をお願いします。

大谷大学推進室長 それでは、議案第43号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更につきまして、御説明いたします。この度の変更は、公立大学法人の役員であります理事長と理事の任期を見直すもので、定款を変更する場合は、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により議会の議決を経なければならないと定められておりますので、議案として提出するものです。なお、定款の変更は、議会の議決を経た後、山口県知事の認可を受けなければその効力が生じませんので、議決を頂くことができましたら、山口県知事に認可申請を行うこととなります。見直しの内容は、現行の定款では、理事長及び理事の任期は6年で、再任された場合の任期も6年となっておりますが、変更により、理事長の任期につきましては4年、再任後の任期を2年とし、理事の任期につきましては2年、再任後の任期を2年とするものです。公立大学法人の役員の任期につきましては、平成29年12月市議会定例会におきまして、理事長の任期を4年から6年に、理事の任期を2年から6年に変更しておりますが、このときは、公立大学法人に関する中期目標の期間が6年であることから、6年間を一つの区切りとして考え、理事長と理事長が任命する理事が6年間、責任を持って公立大学法人の運営に当たることが望ましいと考え、定款の変更をいたしました。しかし、現理事長が今年3月31日に任期満了を迎える中、他の公立大学法人を参考に役員の任期について検討いたしました結果、現行の任期6年は長過ぎること、また再任後の任期も6年となっていることからこれも長過ぎること、そして再任された場合、同じ役員が12年間にわたり公立大学法人の運営に携わることとなり、公立大学法人のガバナンス上好ましい姿ではないものとの考えに至りました。このようなことから、他の公立大学法人を

参考に理事長の任期を4年、再任後の任期を2年とし、理事につきましては任期を2年とし、再任後の任期を2年にすることといたしました。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長 それでは、委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 当初の6年は、中期目標の6年間に符合するということだったんですが、この度、4年とされた理由、先ほどは他の大学法人の例にということだったと思うんですけど、ほかに大学の内部でそういった議論等があって、このようなことになったのではないのでしょうか。

大谷大学推進室長 先ほども御説明いたしました、今年の3月31日に現理事長の任期を迎えるということで、改めまして大学のほうと任期につきまして協議をした結果、他の公立大学法人等を参考にいたしました。県内で言いますと、県立大学と下関の市立大学がございしますが、それぞれ当初の任期は4年で、あとは再任されることができるということで、県立大学は4年、再任後も4年となっております。また、市立大学につきましては、当初は4年で再任された後は2年ということで、なお、市立大学の場合は引き続き6年を超えて在任することはできないという定めとなっております、他の公立大学につきましても、当初は4年というところが大半であったということです。以上です。

山田伸幸委員 ということになりますと、今この規定、新しい規定となると、再任については2年とするとあるだけで、また更に再任ということもあるのでしょうか。

大谷大学推進室長 はい。特に再任の回数は決めておりませんので、再々任、また、ということは可能です。

高松秀樹委員長 県知事の認可っておっしゃったやないですか。これ、施行日

が4月1日じゃないですか。県知事の認可っていうのはすぐ、この、うちが議決したら下りるんですか。どのぐらい、時間が掛かるんですか。

大谷大学推進室長 これは、他の公立大学はちょっと分かりませんが、以前、平成29年に変更しており、そのときで約2週間掛かっております。

高松秀樹委員長 間に合うんかいね。最終日の3月25日で2週間掛かると。

古川副市長 ですから、令和元年度の議案として上げさせていただきまして、早期議決をお願いいたしておりまして、それで2週間の期間はクリアできると考えております。

高松秀樹委員長 先に議決があるっていうことになるね。それで間に合うということですね。委員の皆さん、ほかよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第43号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 はい、全員賛成で可決すべきものと決しました。それではここで、暫時休憩をいたします。10分でいいですかね、執行部。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、10時20分より分科会を今度を行いますので、よろしく申し上げます。

---

午前10時9分 散会

---

令和2年（2020年）2月26日

山口東京理科大学調査特別委員長 高松秀樹